

遠隔教育特例校制度実施要項

令和元年8月21日
文部科学大臣決定
令和4年8月19日改正

1 趣旨

文部科学大臣は、中学校、義務教育学校後期課程、中等教育学校前期課程及び特別支援学校中学部（以下「中学校等」という。）において、各学校又は当該学校が設置されている地域の実態に照らし、より効果的な教育を実施するため必要がある場合であって、生徒の教育上適切な配慮がなされているものと認められるときに、当該学校を学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第77条の2（同令第79条の8第2項、第113条第2項及び第135条第4項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、授業を、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる学校（以下「遠隔教育特例校」という。）に指定することとし、令和元年文部科学省告示第56号（学校教育法施行規則第77条の2の規定に基づき、授業を、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる場合を定める件）第2項に基づき、指定に関して必要な事項を以下のとおり定める。

2 遠隔教育特例校の申請

(1) 授業を、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室以外の場所で履修させることを希望する中学校等の管理機関（公立学校にあつては当該学校を所管する教育委員会、国立、私立及び株式会社立学校にあつては当該学校を設置する者又は設置しようとする者をいう。以下同じ。）は、都道府県の教育委員会若しくは知事又は構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた地方公共団体の長を経由して（国立大学法人及び政令指定都市教育委員会にあつては直接）、別に定める様式により、遠隔教育特例校指定申請書を文部科学省に提出するものとする。申請書には、本制度による指定に基づき実施される遠隔教育（以下「特別の遠隔教育」という。）の実施計画を添付するものとする。

(2) 上記の申請の期間は、毎年度、原則として、特別の遠隔教育を実施することを希望する年度の前年度の8月1日から10月31日までとする。

(3) 学校は、上記の申請を行う場合には、あらかじめ、申請を予定している特別の遠隔教育の内容について、当該学校の生徒（特別の遠隔教育の対象となる生徒に限る。以下同じ。）の保護者その他学校関係者（当該学校の職員を除く。以下同じ。）への説明を行うものとする。

3 遠隔教育特例校の指定

文部科学大臣は、遠隔教育特例校指定申請書に記載された特別の遠隔教育の実施計画を審査し、令和元年文部科学省告示第 56 号第 1 項に掲げる基準(以下「指定の基準」という。)を満たしていると認めるときは、当該学校を遠隔教育特例校に指定する。

4 特別の遠隔教育の実施計画の変更・廃止

(1) 管理機関は、指定を受けた遠隔教育特例校の特別の遠隔教育の実施計画を変更又は廃止する必要があるときは、都道府県の教育委員会若しくは知事又は構造改革特別区域法第 12 条第 1 項の認定を受けた地方公共団体の長を経由して(国立大学法人及び政令指定都市教育委員会にあつては直接)、別に定める様式により、遠隔教育特例校指定変更申請書又は遠隔教育特例校指定廃止申請書を文部科学省に提出し、文部科学大臣の承認を受けなければならない。申請書には変更又は廃止する特別の遠隔教育の実施計画を添付するものとする。

(2) 上記の申請の期間は、毎年度、原則として、特別の遠隔教育の実施計画の変更又は廃止を希望する年度の前年度の 8 月 1 日から 10 月 31 日までとする。

(3) 学校は、上記の遠隔教育の実施計画の変更の申請を行う場合には、原則として、あらかじめ、変更の申請を予定している特別の遠隔教育の内容について、当該学校の生徒の保護者その他学校関係者への説明を行うものとする。

(4) 3 の規定は、(1) の遠隔教育特例校指定変更申請書の提出があつた場合について準用する。

5 実施状況の報告等

(1) 遠隔教育特例校は、特別の遠隔教育の実施状況について、生徒又は教職員へのアンケート調査その他の方法を通じて自ら評価を行い、毎年度その結果を公表するものとする。

(2) 遠隔教育特例校は、(1)による評価の結果を踏まえた当該学校の生徒の保護者その他学校関係者による評価を行い、毎年度その結果を公表するものとする。

(3) 遠隔教育特例校は、地域や学校の実態に応じて、研究発表会、公開授業、研修会等の開催、インターネットによる情報提供などの取組を実施することにより、当該学校に関する保護者及び地域住民その他の関係者の理解を深めるとともに、これらの者との連携及び協力の推進に資するよう、特別の遠隔教育の状況に関する情報を積極的に提供するものとする。

(4) 管理機関は、遠隔教育特例校における特別の遠隔教育の実施状況を把握・検証し、毎年度その結果を当該管理機関のウェブサイトにおいて公表するものとする。ただし、特段の事情がある場合はその他の媒体により地域に広く公表するものとする。

(5) 管理機関は、(4)による把握・検証の結果について、毎年度、都道府県の教育委員会若しくは知事又は構造改革特別区域法第 12 条第 1 項の認定を受けた地方公共団体の長を経由

して（国立大学法人及び指定都市教育委員会にあっては直接）、文部科学省に報告するものとする。

(6) (5)による報告については、文部科学省においてその集録を編集し、一部又は全部を修正・翻案し、文部科学省刊行物をはじめとした書籍、インターネットその他の媒体により公表することができるものとする。

(7) 文部科学省は、遠隔教育特例校における特別の遠隔教育の実施状況について、上記に記載するもののほか、必要に応じて管理機関に報告を求め、又は実地に調査することができる。

6 措置の要求

文部科学大臣は、特別の遠隔教育の適正な実施のため必要があると認めるときは、指定を受けた遠隔教育特例校の管理機関に対し、当該特別の遠隔教育の実施に関し必要な措置を講ずることを求めることができる。

7 指定の取消

文部科学大臣は、次の各号のいずれかに該当するときは、遠隔教育特例校の指定を取り消すことができる。

- 一 管理機関が、4 の(1)の規定による特別の遠隔教育の実施計画の変更の承認を受けなかったとき
- 二 遠隔教育特例校又は管理機関が、5 の(1)、(2)、(4)及び(5)の規定による実施状況の評価等に係る義務を怠ったとき
- 三 遠隔教育特例校において実施される特別の遠隔教育の実施状況が、指定の趣旨に反することが明らかであると認められるとき

附 則（令和4年8月19日改正）

この大臣決定は、令和4年8月19日から施行する。ただし、2 の(3) 及び4 の(3)の規定については、令和5年4月1日から施行する。